

東北学院震災復興対策委員会（第5回）次第

日時：平成23年4月27日（水）常務理事会終了後

場所：土樋キャンパス1号館6階会議室

委員：平河内理事長（委員長）・星宮学院長（副委員長）宮城総務担当常任理事

関谷財務担当常任理事・柴田人事担当常任理事・高橋法人事務局長・斎藤学務担当副学長

高木法学部長・永井中学校・高等学校長・久能榴ヶ岡高等学校長・日野総務部長・高橋財

務部長・佐々木施設部長・佐藤庶務部長・斎藤庶務課長・若生人事課長・駒板財務課長

陪席：那須監事

黙禱 委員長 平河内 健治

協議事項

- 1、 前回議事録確認
- 2、 「震災緊急給付奨学金」制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2p
東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程・・・・参考1・・・・3p
東北学院大学緊急給付奨学金規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考2・・・・4p
- 3、 震災による内定取り消し者等の研究生受け入れについて（上申）・・・・・・ 5p
- 4、 F&M大学からの義援金について（上申）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8p
- 5、 震災に伴う泉キャンパス OA 実習室の書棚修理及びパソコン修理願い・・・・9p
- 6、 全学オープンキャンパス地区発無料送迎バス利用案内のための
高等学校訪問活動に伴うレンタカーの使用について・・・・・・・・・・ 10p
- 7、 災害備蓄品の補充について（お願い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12p
- 8、 「教育実習事前指導4」の代替措置について（報告とお願い）・・・・・・ 13～15p
- 9、 法科大学院学生・研究生の法総棟自習室等の利用制限解除についてのお願い・・ 16p
- 10、 東北学院大学泉キャンパス体育館震災復旧工事工程表・・・・・・・・・・・・・・・・ 17p
- 11、 学校施設耐震改修工事に係る調査について(依頼)・・・・・・・・・・・・・・・・ 18p
- 12、 地震被害状況等についての調査依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19～25p
- 12) 年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26p
- 14、 東日本大震災の被害状況（宮城県私学文書課へ提出）・・・・・・・・・・・・・・・・ 27p
- 15、 4号館立ち入りの安全確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28p
- 16、 土樋キャンパスパーキングゲート更新について（お願い）・・・・・・・・・・ 29p
- 17、 東北学院中学校・高等学校における東日本大震災からの復興に向けた基本方針・30～35p

第4回 東北学院震災復興対策委員会議事録

日時：平成23年4月20日(水) 16:15~18:00

場所：1号館6階会議室

出席委員：平河内健治 星宮 望 宮城光信 関谷 登 柴田良孝 齋藤 誠 高木龍一郎
永井英司 湯本良次 高橋清昭、佐藤範明 高橋秀悦 日野 哲 佐々木文彦
齋藤英夫 若生克義 駒板高明 以上17名

陪 席：那須和良(監事)

協議事項

1. 前回議事録確認 委員会終了時までに確認いただき、承認された。
2. 東日本大震災に伴う礼拝堂の被害と復旧内容及び工程
説明：佐々木施設部長 別紙資料に基づき礼拝堂の被害状況と、復旧計画案が提示され、避難路の確保等の安全を確認のうえ、5月9日から部分的に学校で使用しながら復旧工事を進めていく案が承認された。
3. 学生指導に関わる経費の一部変更
説明：柴田総務担当副学長 別紙資料に基づき説明があり、今年度に限り学生指導に係わる経費の支出回数の制限等を実施することが提案され原案のとおり承認された。
4. 九州大学法政学会からの見舞金
説明：高木法学部長 別紙資料に基づき説明があり100万円の支援を受けることが承認された。
5. 石巻からの通学バス運行
説明：日野総務部長 別紙資料に基づき説明があり承認された。なお、大学は当初1台での承認だったが、該当者が多いことから要望等が多数寄せられ、2台での運行となる。なお、公共交通機関の復旧の状況を見ながら6月以降の運行等を決定することとした。また、原則として経費の支出は各予算単位とし、支出不能の場合には他部門からの支出等で対応する。
6. 決算関係日程及び予算・補正予算関係日程等に関する重要事項
説明：高橋財務部長 別紙資料に基づき説明があり、決算、予算、補正予算、個人研究費及び出張の取り扱い関係について提案のとおり承認された。
7. 寄付に関する礼状
説明：駒板財務課長 東日本大震災に関しての寄付等に関してのお礼状について別紙のとおり提案があり承認された。なお、中学校・高等学校及び榴ヶ岡高等学校に対しての寄付もあることから、一行目の「学生の修学支援」を「学生生徒の修学支援」と修正することとした。

以 上

「震災緊急給付奨学金」制度の創設について

学務担当副学長

齋藤 誠

0. 関連する制度

- (1) さきに決めた「授業料減免」措置 → 参考1
- (2) 「緊急給付奨学金」制度 → 参考2

1. 創設の目的

- (1) 「授業料減免」で対応しきれない（金額・範囲）
- (2) 「緊急給付奨学金」の拡充では対応しきれない（金額・グレード）
- (3) 被災者に限定した制度創設のメリット（社会的アピール・補助金）

2. 制度の基本的考え方（1）

- (1) 考えられる4つのタイプ
- (2) 上記目的から〈D〉ではどうか？

3. 制度の基本的考え方（2）

- (1) 制度運用期間 4年（継続可）
- (2) 同一家計者併給 可
- (3) 学納金滞納者 返還請求 → 回収できない可能性は覚悟する
- (4) 規程改廃 復興対策委員会発議→理事会承認→全学教授会報告
- (5) 事務取扱 学生課・奨学金運営委員会

4. 今後の日程

- (1) 4月30日、1年生の罹災状況調査をもとに学生部・財務部で規程案協議
- (2) 次回復興対策委員会で規程案審議
- (3) 直後の常務理事会報告承認 → 公表
- (4) 直後の部長会報告
- (5) 5月学部教授会・全学教授会報告

5. 残された問題

- 中高、榴ヶ岡、幼稚園の制度設計 → 大学の規程を下敷きに各校が規程をつくる

「震災緊急給付奨学金」(仮称)の制度設計モデル * 給付金額・該当人数は仮の数字

<A> 限定・定額支援型

制度(要件)→ 被災↓	授業料減免 (罹災のみ)	震災緊急給付 (罹災+家計急変)	緊急給付(通常) (家計急変+成績)	該当(人)	減免額	給付額
①死亡・行方不明	前期・後期	20万円	なし	40	2880	800
②全壊・流失	半期	20万円	なし	200	7200	4000
③半壊・床上浸水	半期の1/2	20万円	なし	200	3600	4000
④原発避難	半期の1/2	20万円	なし	40	720	800
⑤その他	なし	なし	(半期)	40		
					14400	9600

 非限定・定額支援型

制度(要件)→ 被災↓	授業料減免 (罹災のみ)	震災緊急給付 (罹災のみ)	緊急給付(通常) (家計急変+成績)	該当(人)	減免額	給付額
①死亡・行方不明	前期・後期	20万円	なし	40	2880	800
②全壊・流失	半期	20万円	なし	200	7200	4000
③半壊・床上浸水	半期の1/2	20万円	なし	200	3600	4000
④原発避難	半期の1/2	20万円	なし	40	720	800
⑤その他	なし	20万円*	(半期)*	40		800
					14400	10400

* 同時申請を認め、どちらかを給付する。

<C> 非限定・段階支援型 I

制度(要件)→ 被災↓	授業料減免 (罹災のみ)	震災緊急給付 (罹災のみ)	緊急給付(通常) (家計急変+成績)	該当(人)	減免額	給付額
①死亡・行方不明	前期・後期	30万円	なし	40	2880	1200
②全壊・流失	半期	20万円	なし	200	7200	4000
③半壊・床上浸水	半期の1/2	10万円	なし	200	3600	2000
④原発避難	半期の1/2	10万円	なし	40	720	400
⑤その他	なし	10万円*	(半期)*	40		400
					14400	8000

* 同時申請を認め、どちらかを給付する。

<D> 非限定・段階支援型 II (複数罹災対応型)

制度(要件)→ 被災↓	授業料減免 (罹災のみ)	震災緊急給付 (罹災のみ)	緊急給付(通常) (家計急変+成績)	該当(人)	減免額	給付額
①死亡・行方不明	前期・後期	30万円	なし	5	360	150
②全壊・流失	半期	20万円	なし	190	6840	3800
③半壊・床上浸水	半期の1/2	10万円	なし	200	3600	2000
④原発避難	半期の1/2	10万円	なし	30	540	300
①+②	前期・後期	50万円	なし	15	1080	750
①+③または④	前期・後期	40万円	なし	20	1440	800
②+④	半期	20万円	なし	10	360	200
③+④	半期の1/2	20万円	なし	10	180	200
⑤その他	なし	10万円*	(半期)*	40		400
					14400	8600

* 同時申請を認め、どちらかを給付する。

参考 1

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程

第1条 東北学院大学は、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、被災の大きい本学学生（平成23年度入学生を含む）に対して臨時に次の救済措置をとる。

- (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料の全額を免除する。
- (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合は、授業料半期分（1年生は後期分、2年生以上は前期分）を免除する。
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。
- (4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。

第2条 前条の対象となる者がすでに授業料を納入している場合は、地震被害特別奨学金としてそれぞれの相当額を給付する。

第3条 東北学院大学は、平成24年度入学試験において、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、以下のいずれかに該当する被災がある受験生については、入学検定料を全額免除する。

- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
- (2) 主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要になった場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合
- (4) 半壊、床上浸水または福島原子力発電所の事故に伴う避難指示もしくは避難勧告等により、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合

第4条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成24年3月31日に失効する。

(目的)

第 1 条 この規程は、勉学意欲、人物ともに優良でありながら家計支持者の死亡、疾病、失業等により家計状況が急変し、修学困難になった学部学生（外国人留学生は除く。）を対象に学資を給付することを目的とする。ただし、激甚災害に対しては別に定める。

(給付額)

第 2 条 緊急給付奨学金の額は、当該学期に納入すべき授業料に相当する額とする。

(給付)

第 3 条 緊急給付奨学金の給付に採用された学生（以下「緊急給付奨学生」という。）の給付期間は、採用当該学期のみとし、給付は在学中に 1 回とする。

(申請期間)

第 4 条 緊急給付奨学金には家計状況が急変した場合、随時申請できる。

(給付制限)

第 5 条 同一年度内に本学の他の奨学金の給付を受けている者は、緊急給付奨学金の給付を受けることはできない。ただし、学費ローン利子給付奨学金・入学時ローン利子給付奨学金を受けている者、及び特待生は除く。

(申請書類)

第 6 条 緊急給付奨学金の給付を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書（本学所定）
- (2) 家計急変を証明するもの
- (3) 成績証明書
- (4) 世帯の所得証明書
- (5) その他

(採用・通知)

第 7 条 緊急給付奨学生の採用は、奨学会運営委員会において審議決定し、全学教授会に報告する。

2 緊急給付奨学生の採用を決定したときは、会長名をもって本人に通知する。

(給付時期)

第 8 条 緊急給付奨学金は緊急給付奨学生の採用決定後、速やかに給付する。

(実施細則)

第 9 条 この規程の実施について必要な細目は別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、奨学会運営委員会が発議し、学部教授会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 20（2008）年 4 月 1 日より実施する。

東北学院震災復興対策委員会（2011.4.27）

東北学院震災復興対策委員会

委員長 平河内 健治 殿

学務担当副学長

齋 藤 誠

震災による内定取り消し者等の研究生受け入れについて（上申）

この3月の卒業生の中からこのたびの震災に伴う内定取り消し者（あるいは実質的にはそれに当たると思われる者）が少なからず出ております。そうした卒業生の中には、諸般の事情により本学学生としての学籍を希望する者がこれからでてくる可能性があると思われまます。そうした場合、本学研究生として受け入れられるように、次のような特例措置をお願いいたしたく、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

- （1）この3月の本学を卒業し、震災に伴う内定取り消しを受けた者については、研究生への申し込み期間を、9月末まで延長する。
- （2）（1）の申し込みによる研究生受け入れの決定は学部長が随時行い、学部教授会へは報告義務のみとする。
- （3）（2）による研究生については、納入すべき学納金と同額の研究費を支給することとし、実質的に学納金を免除する。

なお、こうした研究生の申し込みは、実際には多くないと予想されますが、内定取り消し者への大学としての支援策として、社会的に評価されると思ひます。

（以上）

東北学院震災復興対策委員会 (2011.4.27)

東北学院震災復興対策委員会
委員長 平河内 健治 殿

学務担当副学長
齋 藤 誠

F & M大学からの義援金について (上申)

標記の件につき、国際交流部長より、別紙の通りF & Mからの義援金を「アメリカ研究」受講学生（3名）の奨学金として使用したい旨の申し出がありました。
ご検討のほど、よろしく願いいたします。

(以上)

平成 23 年 4 月 25 日

東北学院震災復興対策委員会御中

アメリカ研究夏期留学（科目名：アメリカ研究）について、フランクリン&マーシャル大学より、被災学生への義援金の申し出がありましたので、宜しくお取り計らいのほど、お願いいたします。

アメリカ研究夏期留学には、当初 10 名の学生が参加予定でしたが、そのうち 3 名が震災により辞退を申し出ております。（フランクリン&マーシャル大学への連絡時 2 名の辞退でしたが、その後新たに 1 名が辞退を申し出ております。）

なお、別の訪問滞在先であるアーサイナス大学からは、本年度のプログラム費用の全学無料を申し出ていただいておりますが、渡航費用等を含めた研修費用は例年の実績から 40～50 万円ほどかかると見込まれます。辞退を申し出た学生の被災状況から、これらの金額を捻出することは難しいと予想されます。

つきましては、フランクリン&マーシャル大学からの 15,000 ドルについて、上記 3 名の奨学金として充てたいと考えておりますので、なにとぞご検討の程、宜しくお願いいたします。

国際交流部長

佐々木 郁子

 受信トレイ

送信者 Ann Steiner [REDACTED]
受信者 IKUKO SASAKI [REDACTED]
受信日 2011/04/24 20:43:42 送信日 2011/04/24 20:34:34
件名 Re: Summer program at F&M

Dear Dean Sasaki,

I have heard from Ms. Suguwara that we will host you, one other director, and 8 students from August 17-23. I am delighted, and everyone at F&M shares my happiness.

F&M would like to cover some of the costs of the trip with funds raised through our students, faculty, staff, and alumni to benefit TGU. We will cover all of the expenses connected with the part of the trip in Lancaster, and we will contribute \$15,000 in addition. I hope you will use this amount in whatever way you believe is best to support the course. If having this amount helps to include the students who had to cancel because of the disaster, it will be our pleasure to host them as well.

What is the best way for us to get this scholarship fund to you? Through the bank account information you gave to me earlier? or through another way? Please let me know. We look forward so much to hosting you.

All the best,

Ann Steiner

財務部長



財務課長



平成23年4月20日

高橋秀悦 財務部長 殿

経営学部長 山本展雅



(お願い)

このたびの東日本大震災に伴い泉キャンパスOA実習室において損壊した書棚および修理を必要とするパソコン等について

日頃、経営学部運営にさいしご配慮いただき感謝いたしております。標記案内のように、3月11日の大地震と4月7日の余震で書棚は損壊し崩れ落ちました。同様に、点検の結果、パソコン等も、現時点で動作確認のできないものがあり、早急な修理を必要とします。

つきましては、実習に係わる当面必要な書棚の購入およびパソコン等の修理についてご配慮下さるようお願い申し上げます。なお、これらの見積もりは添付資料のとおりです。

PC・プリンタ ()	150,200
引違書庫 ()	367,500
” ()	493,500

1,011,200

(税込)



© F.W

三菱UFJ信託銀行

財務部長



財務課長



平成23年4月22日

財務部長

高橋秀悦殿

総務部長

日野



全学オープンキャンパス地区発無料送迎バス利用案内のための
高等学校訪問活動に伴うレンタカーの使用について

全学オープンキャンパスにつきましては、予定通りの日程で開催することとなりましたが、昨年初めて実施して好評を得た地区発無料送迎バスは今年も運行することで計画を進めております。

この地区発無料送迎バスの利用案内は、オープンキャンパスへの来場を促す重要な広報活動として、バス発着地点都市圏の高等学校に直接訪問して情宣活動を行っております。

広報活動を行うにあたり、各都市の高等学校（平均20校）を効率良く訪問するための手段として、現地出張先でのレンタカーの借用を許可することにいたしたいと思っております。

つきましては、関係予算の一部をレンタカー利用のための経費（レンタカー料金、ガソリン代等）に振り替える措置について、ご高配のほどをお願い申し上げます。

なお、これらの経費は、出張の際に仮払いとして支給し、現地にて現金支払いの後、帰着後に精算を行うことにしたいと考えておりますので、併せてご検討のほどをお願い申し上げます。

財務部長


財務課長


平成 23 年 4 月 22 日

財務部長 高橋秀悦 殿

施設部長 佐々木 文彦

災害備蓄品の補充について（お願い）

平素は、施設部業務への格別のご配慮及びご理解をいただき、感謝いたしております。

さて、3月11日に発生しました東日本大震災において、土樋・泉・多賀城各キャンパスに本学学生と一般市民が避難しました。その際備蓄をしておりました非常食・飲料水・毛布等により対応しましたが、今後同様なケースが発生した場合に備え早急に備蓄品を補充しなければなりません。

つきましては、補充のための予算措置をお願いいたします。

なお、添付した見積書は1キャンパス分となっており、3キャンパス合計は6,390,972円となります。



平成 23 年 4 月 25 日

財務部長

高橋 秀悦先生

「教育実習事前指導 4」の代替措置について（ご報告とお願い）

学務部長 千葉 昭彦

教職課程センター所長

八幡 恵

新 4 年生に対する最後の事前指導であった「教育実習事前指導 4」（3 月 26 日（土）実施予定）は、震災による甚大な被害のために延期せざるを得ませんでした。震災直後は実施が危ぶまれていた平成 23 年度教育実習ですが、幸いにも 4 月に入ると県内・県外の教育実習校から予定通りに（あるいは期間を若干遅らせて）実施するとの連絡が寄せられるようになりました。「教育実習事前指導 4」は教育実習の直前に行く重要な指導なので、延期していた「事前指導 4」について、下記の代替措置を講じたいと考えております。つきましては、「事前指導 4」の講師に対する支払（下記②分）についてご高配をお願い申し上げます。

① 5 月 23 日以前に開始の教育実習：

下記②の措置が間に合わないので、教職関係教員による個別の事前指導で対応する。

- ・ 該当実習校：20 校
- ・ 実習生数：28 名
- ・ 事前指導教員：村野井仁、吉村富美子、女川 淳、栞野聡子、渡部友子、土橋宏康、
氏家重信、渡辺通子、稲垣 忠、坪田益美、八幡 恵

② 5 月 23 日以降に開始の教育実習：

- ・ 教育実習直前の諸注意：「現代教職論」（4 年次前期 2 単位）の初回授業（5 月 14 日）において、担当者の氏家重信（文・経・営・法）と八幡（工・教養）が行う。（支払不要）
- ・ 教育実習直前の教科指導：学内掲示により、1 コマ（90 分）相当分を下記の専任・非常勤教員が行う。実施期間は 5 月 11 日～14 日の予定。これについての支払をお願いしたい。

英語：村野井仁、吉村富美子、渡部友子

社会・地歴・公民：坪田益美

数学：土橋宏康

工学部（工業・数学・理科）：女川 淳

情報：稲垣 忠

宗教：佐々木勝彦

商業：吉川 清（非常勤）

H22～ 教育実習事前・事後指導計画

実施時期	名称	項目	主な内容	担当者	コマ数	実時間数	実施場所	時間	
3年次	11月初旬	教育実習事前指導1	教育実習の目的	教育実習の目的や意義、心構えについて 受入側からの教育実習の諸注意など	渡辺 通子 教育委員会	0.67 1	1 1.5	土樋 2と3は連続する土曜日二日間	19:00～20:00 20:00～21:30
	2月	教育実習事前指導2	先輩実習生から	実習生体験談 (中・高の実習生5名:1名あたり25分、質疑応答5分程度)	実習終了学生	1.67	2.5		9:00～11:30
			生徒指導	教育実習中の生徒指導の在り方 多様な生徒に対する指導の在り方	大山芳宏(非常勤) 堀毛裕子	1 0.67	1.5 1		12:30～14:00 14:00～15:00
			自己評価・実習日誌の記入	自己評価シートや実習日誌の書き方指導(実習の一日一日の過ごし方指導を含めて)	渡辺通子	0.67	1		15:00～16:00
	2月	教育実習事前指導3	学習指導	学習指導の組み立て方、発問の方法(含 ポイストレーニングについて)	渡辺通子	4	6		9:00～10:30 10:30～12:00 13:00～14:30 14:30～16:00
				板書の方法、ノート指導について	教育委員会 佐々木利佳子指導主事				
				学習評価について(評価の観点と評価規準)	教育委員会 相沢成信指導主事				
				学習指導案の作成について(中・高に分けて実施)	【中】教育委員会 相沢成信指導主事 【高】渡辺通子 教育委員会 佐々木利佳子				
	3月下旬	教育実習事前指導4	教育実習へ向けて	教育実習の一日の流れをふまえた心構えや諸注意	大山芳宏	0.67	1		9:00～10:30
				学校側からのコメントをふまえた心構えや諸注意	八幡 恵	0.67	1		10:30～12:00
				校種別・教科別指導の方法と心構え	外部講師(教諭) 昨年は計10人	1.34	2		13:00～15:00
						12.36	18.5		
4年次	9月頃	教育実習事後指導1(前期実習者)	教育実習をふまえて	教育実習の自己評価とその意義の再確認	本学教員	1	1.5	土樋or各キャンパス	(19:00～20:30)
	11月頃	教育実習事後指導1(後期実習者)	教育実習をふまえて	教育実習の自己評価とその意義の再確認	本学教員	1	1.5		(19:00～20:30)
	9月以降1月までに	教育実習事後指導2	教科指導をふまえて	教科指導の自己評価とその意義の再確認	本学教員・教科教育研究担当者 【土樋】 【泉】 【多賀】	1	1.5	各キャンパス	
						2	3		
					14.36	21.5			

2011（平成23）年4月22日（金）

総務担当副学長 柴田良孝 先生
学務担当副学長 斉藤 誠 先生
総務部長 日野 哲 様

法務研究科長 梅津昭彦
梅津昭彦

法科大学院学生・研修生の法総棟自習室等の利用制限解除についてのお願い

去る3月11日発生の大地震以来、法科大学院学生・研修生の法総棟自習室等の利用については、格別のご配慮を賜っております。あらためて感謝申し上げます。

現在、法総棟を含め土樋キャンパス施設の利用については、原則、9時00分から17時00分となっているところでありますが、法総棟は照明器具等の復旧工事を行っていただき、4月30日（土）までに完了すると伺っております。そして、その完了後は余震による頭上からの落下物等により危険が回避されると思慮されます。他方で、新司法試験の実施期日が5月11日（水）、12日（木）、14日（土）、15日（日）と迫っており、特にその受験生は学習場所として法総棟自習室等の利用時間延長を期待しているところでもあります。

つきましては、5月9日（月）の授業開始までの間（同日以降は、これまで同様の利用に移行すると考えております）は、下記の要領で法科大学院学生・研修生の法総棟自習室等の利用をお認め頂きたい、お願いいたします。

記

- 1 期 間 : 5月2日（月）から8日（日）
- 2 時 間 : 9時00分から23時00分
- 3 利用手続 : 正門守衛室において名簿に氏名をチェックし入棟する、退棟時にはその時刻を記入する
- 4 注意事項 : 余震が発生した場合には、速やかに避難態勢をとること

以上

理事長	学院長	総務担当 常任理事	財務担当 常任理事	人事担当 常任理事	事務局長	庶務部長	庶務課長	人事課長	課長補佐	係長	係

財務課
財務部長
財務課長

事務連絡
平成23年4月19日

各学校法人補助金事務担当者 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

学校施設耐震改修工事に係る調査について（依頼）

このたびの東日本大震災の被害を受け、改めて学校施設の耐震化の重要性について再認識するとともに耐震化計画の前倒しを含めより積極的な対応が求められているところであり、このため、貴学校法人において、学校施設耐震改修工事の実施を予定している事業計画※について、調査を実施します。本調査は、今後の事業規模等を把握し、各学校法人のニーズに対応するための検討の基礎資料とするものです。ご多忙のなか誠に恐縮ですがご協力くださるようお願いいたします。

ついては、記入例を参照し、添付の回答票に必要事項をご記入の上、4月28日（木）17時までに電子メールにてご回答くださるようよろしくお願いいたします。

※ 以下の①から③に該当する事業計画について、平成23年度「防災機能等強化緊急特別推進事業」（4月中に募集通知発出予定）に申請する事業を含め、ご回答ください。

（①から③に該当しない場合は、調査票の提出は必要ありません。）

- ① 今年度内に契約・竣工・支払いまで完了する予定のもの。
- ② 今年度内に契約する予定だが竣工・支払いは平成24年度に持ち越すもの。
- ③ 平成24年度に契約を予定しているもの。

（参考）回答票は下記ホームページアドレスにも掲載されております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1286951.htm

トップ > 教育 > 大学・短大・専門教育、小学校・中学校・高等学校 > 私立学校の振興 > 私学助成の充実 > 大学等関連 > 学校施設耐震改修工事に係る調査について（依頼）

【提出先及び問い合わせ先】

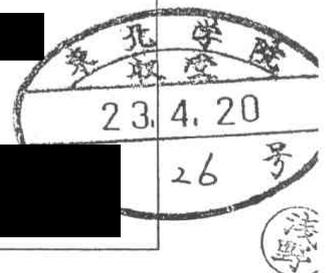
文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL :

FAX :



※ 学長室事務課に(写)E送付依頼済。
庶務課提出締切 〆(水)

東日本大震災 私立学校施設被災状況調査票

1. 法人番号	3. 回答年月日
2. 法人名	

4. 部署・ 役職名	5. 担当者名
6. TEL	7. E-Mail

被災状況調査

8 整理 番号	9 学校 区分 コード	10 学校名	11 所在地(市 町村名)	12 区分 コード	13 名 称	14 延床面積 (合計:m)	15 建物の 被災状況	16 建物の 被災額 (千円)	17 建物以外 (工作物・土地・設備) の被災状況	18 建物以外の 被災額 (千円)	19 その他(施設や設備等 以外に要した経費の項 目)	20 その他の額 (千円)	21 被災場所・避難 所としての指定 の有無
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													

22 備考

東日本大震災 私立学校施設被災状況調査票

1. 法人番号	999999	3. 回答年月日	H23. 4. ○
2. 法人名	○○学園		

4. 部署・役職名	○○部 ○○	5. 担当者名	○○ ○○
6. TEL	○○○-○○○-○○○○ (内○○○)	7. E-Mail	○○○@○○. ac. jp

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
整理番号	学校区分コード	学校名	所在地(市区町村名)	区分コード	名称	延床面積(合計:m)	建物の被災状況	建物の被災額(千円)	建物以外(工作物・土地・設備)の被災状況	建物以外の被災額(千円)	その他(施設や設備等以外に要した経費の項目)	その他の額(千円)	被災場所・避難所としての指定の有無
1	1	○○大学	千代田区	1	記念館	3,000	全壊・半壊	900,000					有
2	1	○○大学	千代田区	1	1号館	5,230	大破	941,400					有
3	1	○○大学	千代田区	1	2号館	3,500	中破	77,000					
4	1	○○大学	千代田区	1	○○館	2,800	小破	20,000					
5	1	○○大学	さいたま市	2	工作物				崖が崩壊	50,000			
6	1	○○大学	さいたま市	3	土地				グラウンドの土砂が流入	30,000			
7	1	○○大学	さいたま市	4	設備				パソコン○台、書棚○台が被災	12,500			
8	1	○○大学	さいたま市	5	その他						学用品、生活用品	500	
9	2	○○短期大学	千代田区	1	○○	4,000	中破	720,000					
10	2	○○短期大学	千代田区	2	工作物				プールが破損	45,000			
11	2	○○短期大学	千代田区	3	土地				グラウンドの土砂が流入	25,000			
12	2	○○短期大学	さいたま市	4	設備				パソコン○台、書棚○台が被災	6,000			
13	4	○○高等学校	千代田区	1	2号館	3,500	中破	77,000					
14	4	○○高等学校	千代田区	2	工作物				崖が崩壊	50,000			
15	4	○○高等学校	千代田区	3	土地				グラウンドの土砂が流入	30,000			
16	4	○○高等学校	千代田区	4	設備				パソコン○台、書棚○台が被災	12,500			
17	6	○○小学校	さいたま市	1	2号館	3,500	中破	77,000					
17	6	○○小学校	さいたま市	2	工作物				崖が崩壊				
19	9	○○幼稚園	千代田区	3	土地				グラウンドの土砂が流入				
20	9	○○幼稚園	千代田区	4	設備				パソコン○台、書棚○台が被災				
21	10	その他(事務局棟)	千代田区	1	1号館	3,500	中破	77,000					
22	10	その他(事務局棟)	千代田区	5	その他						学用品、生活用品	500	
23													
24													
25													
26													

22 備考	
-------	--

【調査対象】

○調査対象学校

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、中等教育学校、幼稚園

○調査対象施設

東日本大震災で被災した学校法人が所有する学校建物、工作物、土地、設備。ただし、専ら収益事業に供するものは除く。建物については棟ごとに被災状況を1行ずつ、工作物、土地又は設備については1キャンパスに係る被災状況を1行にまとめて、それぞれ入力してください。

【記入要領】

1.法人番号

法人番号を記入してください。(半角英数)

2.法人名

「1.法人番号」の入力により自動表示されます。自動表示された法人名が誤っているばあいは、正しい法人名を記入してください。

3.回答年月日

本調査を回答(送信)する日を記入してください。(半角英数) 例:平成23年6月17日に回答する場合→「H23.6.17」

4.部署・役職名

本調査票作成のご担当者の所属部署・役職名を記入してください。

5.担当者名

本調査票作成のご担当者の氏名を記入してください。

6.TEL

本調査票作成のご担当者のTEL番号を記入してください。代表番号の場合は内線番号も記入してください。(半角英数)

7.E-Mail

本調査票作成のご担当者と連絡が可能なアドレスを記入してください。(半角英数)

8.整理番号

通し番号を記入してください。(半角英数)

9.学校区分コード

被災した建物、工作物、土地、又は設備(以下、「被災施設」という。)を使用している学校について、次のいずれかに分類して区分コードを記入してください。複数の学校が使用している場合は主に使用している学校のコードを記入してください。(半角英数)

法人事務棟など、学校法人が使用し、学校種で区分することが難しい場合は、「10.その他」を記入してください。

※(区分コード) 1.大学(大学院含む) 2.短期大学 3.高等専門学校 4.高等学校 5.中学校
6.小学校 7.特別支援学校 8.中等教育学校 9.幼稚園 10.その他(法人事務局など)

10.学校名

9.学校区分コードで記載した学校の学校名を記入してください。

11.所在地(市区町村名)

当該建物が設置されている所在地(市区町村名)を記入してください。

12.区分コード

被災施設を次のいずれかに分類して区分コードを記入してください。

※(区分コード)

1. 学校建物(校舎、園舎、図書館、講堂、体育施設、学生会館、食堂、課外活動施設、事務棟、研究所、附属病院、学生・生使用寄宿舎、合宿所、研修施設など)
2. 工作物(塙、フェンス、水泳プール、射場、野球場又はテニスコートのバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、滑り台等)
3. 土地(学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設)
4. 設備(校具、教材、教具、机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚器具、各教育の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等)
5. その他

13.被災施設名称

12.区分コードに「1」と入力した場合は当該建物の名称(例:「1号館」、「30周年記念館」等)、「2」と入力した場合は「工作物」、「3」と入力した場合は「土地」、「4」と入力した場合は「設備」とそれぞれ記入してください。

なお、12.区分コードに「1」と入力した場合は被災した棟毎に被災状況を1行ずつ、「2」、「3」又は「4」と入力した場合は1キャンパスに係る被災状況を1行まとめて、それぞれ入力してください。

14.延床面積

当該建物の延床面積(小数切り捨て)を記入してください。増築されている場合は増築面積も含めて記入してください。(半角数字)

なお、12.区分コードに「1」と入力した場合以外は、入力は不要です。

15.建物の被災状況

12.区分コードに「1」と入力した場合、当該建物の被災状況について、下記の定義及び別添シートの被害の具体例(イメージ)を参考に「全壊・半壊」、「大破」、「中破」又は「小破」のいずれかに分類し入力してください。

【定義】

全壊:建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの

半壊:建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

大破:建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

大破にいたらぬもの(中破、小破):建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

16.建物の被災額

12.区分コードに「1」と入力した場合、当該建物の被災額(原型復旧に要する事業費(単位:千円))を入力してください。ただし、不明の場合は入力は不要です。(半角数字)

17.建物以外の被災状況

12.区分コードに「2」、「3」又は「4」と入力した場合、それぞれの被災状況について、具体的に記入してください。

18.建物以外の被災額

12.区分コードに「2」、「3」又は「4」と入力した場合、それぞれの被災額(原型復旧に要する事業費(単位:千円))を入力してください。ただし、不明の場合は入力は不要です。(半角数字)

19.その他(項目)

施設や設備等以外に要した経費の項目について、特段何かあれば、記入願います。(重複しないようお願いします。)

例:①学用品、生活用品、スクールバス借上経費、食費、寮費 など ②避難者のための食料品、生活用品、高熱水費 など

20.その他(額)

施設や設備等以外に要した経費の項目について、それぞれの所要額を記入願います。①と②を区分して記入してください。

21.被災場所・避難所としての指定の有無

被災者受入施設に当該施設が該当する場合は○を記入してください。

22.備考

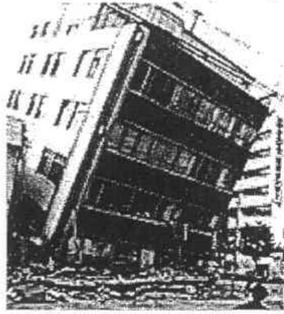
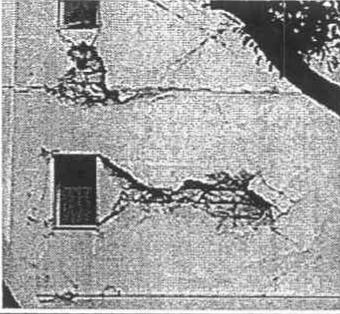
その他何かコメントがあれば記入してください。

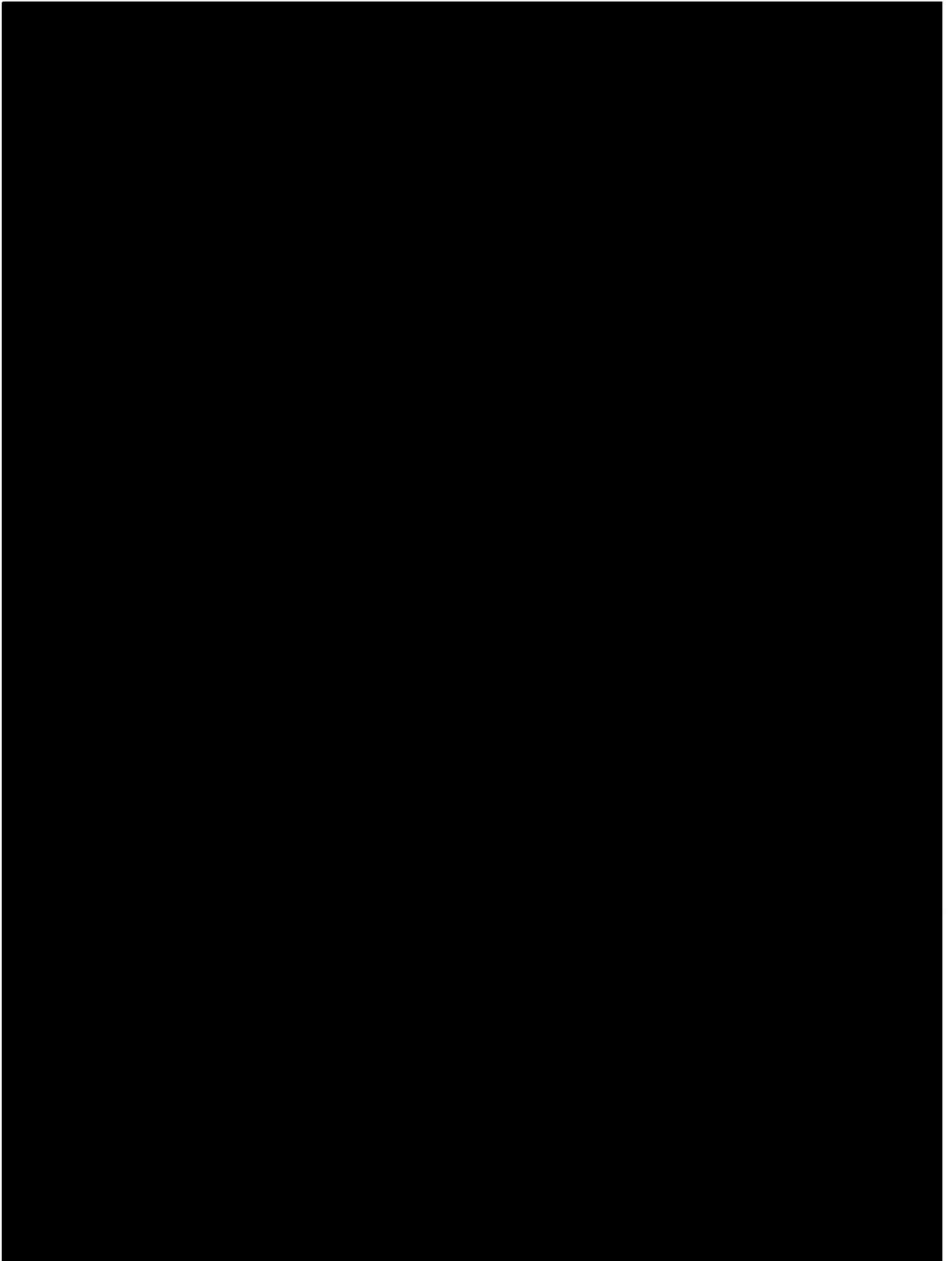
【その他留意点】

1. シート名は変更しないでください(ファイル名は変更できます)。2. 列の挿入・削除はしないでください(幅の変更は可能です)。

3. 行が不足する場合は適宜追加して記入してください。

地震による建物の被災区分について

被災区分	被災状況の概要
(A) 全壊・半壊	<p>・柱や壁等が破壊され、建物全体または建物の一部が崩壊に至り、<u>新築復旧が必要なもの。</u></p> <p>◆被害例（イメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
(B) 大 破	<p>・柱のひび割れによって<u>内部の鉄筋が露出し又は、壁に大きなひび割れが生じ著しい強度の低下が認められるが補強復旧が可能なもの。</u></p> <p>◆被害例（イメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
(C) 中 破	<p>・柱や壁にひび割れが生じているが、<u>著しい強度の低下には至っておらず、補強復旧が可能なもの。</u></p> <p>◆被害例（イメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
(D) 小 破	<p>・柱や壁のひび割れなど<u>損傷が軽微なものであって、補強復旧が可能なもの。</u></p>



平成 23 年 4 月 25 日

復興対策委員会委員長
平河内 健治 殿

文学部長 遠藤 健一
歴史学科長 渡辺 昭一

4 号館立ち入りの安全確認について

東日本大震災による大変な被害を受け、本学内の建物等に関して目下急ピッチで復旧作業に入っていることを深く感謝いたします。4 号館の工事に伴い歴史学科教員も一時的避難を余儀なくされていますが、その工事が 5 月 9 日までに 4 階までは授業に間に合うように完了する予定であると伺っています。しかし、5 階にある教員研究室に関して、どのように工事ははいるのか、もし入らないとすれば、安全確認がなされたかと理解していいのかどうかという情報が全くありません。学科会議でも問題になり、教員の中には大変不安を感じている方がおられます。つきまして、4 号館 5 階に関して、今後工事がどのように推移するのかに関して、文書でご連絡いただきたくお願い申し上げる次第です。ご多忙と存じますが、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。



平成 23 年 4 月 26 日

財務部長 高橋 秀悦 殿

施設部長 佐々木 文彦



土樋キャンパスパーキングゲート更新について (お願い)

平素は、施設部業務への格別のご配慮及びご理解をいただき、感謝いたしております。

さて、土樋キャンパス北門 5 に設置しておりますパーキングゲートが入構・出構の際にゲートが上がらないなどの誤作動が発生しております。特に出構する際、地下埋設センサーがこの度の地震により不具合が発生しているものと思われま。平成 3 年 3 月に設置し既に 20 年を経過し、部品の調達ができなくなっていることから、パーキングゲートの取替え更新の必要性が生じてまいりました。また現機種の製造メーカーが既になくなっており、新たなパーキングカードへの適応の点から南門 2 (商品学研究室側) のゲート (平成 6 年設置) もあわせて更新しなくてはなりません。

つきましては、取替え更新のための予算措置をお願いいたします。

北門車輛ゲート	¥ 2,625,000
南門車輛ゲート	¥ 2,415,000
<hr/>	
計	¥ 5,040,000

平成 23 年 4 月 25 日

教職員各位

東北学院中学校・高等学校における東日本大震災からの復興に向けた基本方針

東北学院中学校・高等学校

校長 永井 英司

先の東日本大震災による被災を受け、東北学院理事会は平成 23 年度予算の一部を削減・凍結し復興財源に充当するという「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」を決定し、その内容が 4 月 8 日の職員会議において理事長より伝えられました。

これを受け本校でも、生徒の経済的支援とメンタルケアの実施及び、校内の損壊箇所の修繕や機器備品の取替え等実施することになりました。

そのために、すでに、平成 23 年度予算の示達がなされましたが、早急な予算の補正が必要となりました。

具体的には、平成 23 年度予算については経費関係、施設関係、備品関係の支出の 10%以上の削減・凍結をして復興財源に充当することになりましたので、各予算単位におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、少なくとも平成 25 年度までは予算削減措置が必要と考えられますが、年度毎に見直しをしていく予定にしています。具体的な調整については、各予算単位に後日ご連絡いたします。

I.復興のために必要な事項

〔1〕生徒支援

1. 東日本大震災によって被災した生徒に対して見舞金の給付や授業料減免といった経済的支援を積極的に行う。

東日本大震災の甚大な被害を鑑みると平成 23 年度だけではなく少なくとも平成 25 年度までの継続的な支援を続けることが求められる。

1) 被災生徒（家屋の全壊、半壊、保護者死亡・行方不明、失職または著しい収入減）に対し授業料を全額もしくは半額相当額を減免または給付する。（高等学校は就学支援金を減じた額とする）

例：3月29日付被災調査集計を元に試算（旧高3を含む、新中1・高1を含まない）
授業料は中学生 30,000 円、高校生 23,100 円（就学支援金を 9,900 円）とする。

全壊（中学生）7名 $30,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 2,520,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

全壊（高校生）27名 $23,100 \text{ 円} \times 27 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 7,484,400 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$

半壊（中学生）17名 $30,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 17 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 3,060,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$

半壊（高校生）28名 $23,100 \text{ 円} \times 1/2 \times 28 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 3,880,800 \text{ 円} \cdots \textcircled{4}$

保護者死亡行方不明（中） $30,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 720,000 \cdots \textcircled{5}$

保護者死亡行方不明（高） $23,100 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} = 554,400 \cdots \textcircled{6}$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} = 18,219,600 \text{ 円}$$

全壊・半壊の判断は各市町村で発行する罹災証明書にて判断する。自己申告による試算のため増減を考慮しなければならない。

2) 保護者の死亡・行方不明、家屋の全壊・半壊した生徒への見舞金を給付する。

・ 全壊	50,000 円
・ 半壊	30,000 円
・ 一部損壊	10,000 円
・ 生徒死亡（校長名）	10,000 円
・ 生徒死亡（副校長名）	10,000 円
・ 保護者死亡（校長名）	10,000 円
・ 生花代（生徒・保護者）	20,000 円

例：3月29日付被災調査集計を元に試算（旧高3を含む、新中1・高1を含まない）

全壊（中学生）7名	50,000 円×7名=350,000 円…①
全壊（高校生）27名	50,000 円×27名=1,350,000 円…②
半壊（中学生）17名	30,000 円×17名=510,000 円…③
半壊（高校生）28名	30,000 円×28名=840,000 円…④
生徒死亡2名（香典・生花）	40,000 円×2名=80,000 円…⑤
保護者死亡（行方不明含む）	30,000 円×3名=60,000 円…⑥（兄弟1組）
	<u>①+②+③+④+⑤+⑥=3,190,000 円</u>

全壊・半壊の判断は各市町村で発行する罹災証明書にて判断する。

生徒の経済的支援合計 1) +2) =合計 18,219,600 円+3,190,000 円=21,409,600 円

注 口頭での申し出による試算であるため今後の状況で増減する。
また、高等学校授業料については宮城県私立高等学校授業料軽減補助金の対象となる可能性もある（2003年宮城県北部地震でも対象となった。）

2. 被災生徒に対する十分なメンタルケアを行う。

震災によって生徒の心身への影響が懸念され、体調不良を訴える生徒やカウンセリングを必要とする生徒の急増が予測される。(実際に阪神淡路大震災でも激震地に近い学校への震災後の調査では余震不安、小さな音にびっくりするといった驚愕反応や不意に地震を思い出す自発性フラッシュバックが多く報告され、また、約 40%が頭痛や腹痛など身体症状を訴えた事例がある)

そのような中で保健室は学校の中で生徒の健康問題に対して身体的・心理的両面から対応できる場であり、保健室に来室する生徒の増加や、カウンセラーとの連携強化に対応するために教諭の増員をするなど方法を検討する必要がある。この対応は平成 23 年度のみとして行うのではなく、相当年数に渡る長期間の計画を熟慮しなければならない。現在、日本臨床心理士協会支援金の交付を受け行っている事業についても継続できるよう働きかけが必要となる。

3. 被災生徒に対する学用品の支給。

震災後の津波等で家屋の損壊を受け、教科書・文房具が使用不可能な状態になった場合は、校費で負担し購入する。災害救助法により学校で給与した場合には中学校 4,400 円、高等学校 4,800 円を限度として補助される。それ以上の部分については校費負担となる。

〔2〕建物・構築物・機器備品の復旧

1. 生徒が安全に学校生活を過ごすために、震災によって損壊した建物・構築物を修繕し、被災した教育研究用機器備品の修理もしくは取替えをする。

また、今後数年間は東日本大震災の強い余震が予測されているだけでなく、宮城県沖地震に備えるため、備蓄品を準備する。

現在、見積もりが提出されているものは

礼拝堂・鐘楼等建物修繕費 7,455,000 円…①

空調修繕費 1,400,000 円…②

電気設備復旧費 171,000 円…③

①+②+③=9,026,000 円

その他見積もりが提出されていないものは

- ・校地内舗装箇所全般および昇降口前
- ・外構の破損
- ・監視カメラの故障 など

あくまでも概算であり増減する。これらは一例であり、震災後に目視できた部分である。今後の調査により修繕等が必要となる部分が十分予測される。

※ 必要な費用の合計

現在計上できる費用は 30,435,600 円 となる

生徒の経済的支援については試算することが可能であるが、生徒のメンタルケア及び建物・構築物・機器備品の復旧に関する費用については、現在、予測不可能であり、相当の金額を要すると考えられる。

Ⅱ.復興のための財源

〔1〕教育研究経費・管理経費・施設関係支出・設備関係支出の削減

平成 23 年度当初予算

教育研究経費	256,104,000 円
管理経費	57,373,000 円
施設関係支出	683,000 円
設備関係支出	840,000 円
合 計	315,000,000 円

※上記予算額の 10%である 31,500,000 を削減する。しかし、10%の削減によっても施設設備の改修工事費を捻出するのは不可能と考え、これとは別に下記の予算項目の一時凍結にご協力をお願いしたい。

〔2〕教育研究経費及び管理経費について

1) 雑費支出の削減

- ①フェスティバル補助は 50%削減する。
- ②入試食事・採点茶菓の費用を削減する。
- ③学内に施設がある部活動（硬式野球部・サッカー部）のバスの補助を 50%削減する。

2) 出張に関する支出の削減

- ①県外出張は事前に副校長に相談する。
- ②県外での合宿並びに練習試合を自粛する。
- ③生徒を伴わない県外出張を自粛する。前泊・後泊は原則として認めない。
- ④出張に伴う懇親会費は支給しない。
- ⑤学校訪問は出張旅費対象とはしない。ただし、交通費として公共交通機関の料金を支給する。
- ⑥合宿の日数は、部活毎に年 14 日まで認める。

3) 平成 24 年度以降の通学バスについて、運行形態及び経路の見直しをする。

4) 消耗品費の節減に努める。

5) 光熱水費の節減に努める。

6) 復興関係支出以外の随意契約を禁止する。

以上

東北学院災害復興対策委員会（2011.4.27）

学務担当副学長

齋藤 誠

被災学生支援措置の取扱いに係る確認事項

- （1）震災を原因とする休学については学納金「全免願」の対象とする。
- （2）被災証明「大規模半壊」は「全壊」と同じ扱いをする。
- （3）「主たる家計維持者の所有する家屋」には「同居する家族が所有する家屋」を含むものとする。
- （4）入学年度1年延長措置は大学院学生についても適用する。

（以上）

